

留守家庭児童育成室民間委託Q&A

No.	項目	質問(Q)	回答(A)
1	民間委託とは	民間委託の目的は。	【～①基本編～P.3】 対象学年の拡大(6年生まで)に向けた受入体制の確保及び、開室時間の延長等、社会的ニーズへの対応を目的としています。 しかし、現状については、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、利用児童数の増加及び指導員の不足により、待機児童が発生しており、当分の間、4年生までの待機児童解消と安定した運営に専念し、5・6年生の受入れ拡大は延期することとしています。
2	民間委託とは	民営化と民間委託の違いは。	民営化とは、施設の設置及び運営主体を民間とすることで、運営上の最終的な責任についても民間が負い、施設の管理や使用料徴収も事業者が行います。 一方で、民間委託とは、市で設置した施設の運営を契約に基づいて事業者に担ってもらう形態で、運営上の最終的な責任については、市が負い、施設の管理や使用料徴収は市が行います。 育成室の運営については、市が定める業務委託仕様書を遵守する必要があります。
3	民間委託とは	直営の指導員不足が解消しない理由は。	指導員になるためには、基礎資格として保育士資格や教員免許等が必要ですが、本市を含む全国的な保育士不足や教員不足の問題と、保育ニーズの高まりによる入室希望児童数の急激な増加により欠員解消が進んでいません。また、本市においては児童数も増加しており、更に指導員不足がひっ迫する原因となっています。
4	民間委託とは	民間委託以外に、現在取り組んでいる欠員解消に向けた改善策は。	指導員確保のため、2か月に1回の採用試験、有料広告媒体、人材派遣サービスを活用するほか、大学や専門学校での採用活動、公共施設や商業施設へのチラシ配架等の取組を行っています。
5	民間委託とは	直営指導員の処遇改善が必要ではないか。	北摂各市においても指導員の任用方法が異なり、処遇の考え方も大きく異なります。また、勤務時間も各市で異なり、多くの市が30時間程度となっていますが、吹田市では開設時間に合わせて週27.5時間になっています。この勤務時間数の差により、吹田市では、任用当初は他市に比べて給与額が低くなっていますが、毎年昇給を繰り返すことで時間単価が高くなり、長く勤めることで、北摂では一番高い給与額(年収)となります。なお、令和5年度からは初任給の引上げも実施しています。
6	民間委託とは	なぜ民間委託なら指導員が確保できるのか。	本市職員は職種を限定して採用しており、留守家庭児童育成室で勤務する指導員は、午後1時から午後6時半までのパートタイムで勤務しています。 一方、民間委託では、地方公務員は適用除外の1年単位の変形労働時間制を導入したり、保育所を運営している事業者の場合は、午前中は保育所、午後は育成室で勤務したりするなど、柔軟な雇用形態によりフルタイム勤務で採用することができます。
7	民間委託とは	民間委託の対象とする育成室の選定基準は。	【～①基本編～P.8】 令和7年度以降に3教室以上での運営が見込まれ、指導員の欠員解消に一定の効果があること、運営する教室が確保できていること、当面の間は教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動がないことなどを基準とし、これらを総合的に勘案して選定しています。

留守家庭児童育成室民間委託Q&A

No.	項目	質問(Q)	回答(A)
8	民間委託の影響	保育環境は変わるのか。	引継保育を通して、これまで直営で行っている取組などもそのまま引き継ぐことを基本としているため、保育内容が大きく変わることはありません。
9	民間委託の影響	保護者が負担する費用は変わるのか。	使用料(保育料)は、直営・委託とも同じ金額です。 実費徴収となるおやつ代については、直営では一律月2,000円ですが、委託育成室では2,000円を基本として、各育成室で事業者が直接徴収します。 合わせて、けん玉やクッキング保育の材料費などの教材費についても受託事業者が徴収しますので、保護者会で徴収していただく必要はありません。金額は育成室で異なりますが、月500円～1,000円程度です。
10	民間委託の影響	開室時間は変わるのか。	【①～基本編～P.6】 延長保育が19時までになり、夏休みなど長期休業中の開室時間が午前8時からになります。ただし、毎月第四土曜日や代休日の開室時間は午前8時30分からです。
11	民間委託の影響	開室時間が拡大されても、費用は変わらないのか。	開室時間の拡大については、先行実施・モデル事業として実施しており、直営の保育料及び延長保育料と同じ金額で据え置いているため、現時点では開室時間が長くなることで新たに費用が増えることはありません。
12	民間委託の影響	おやつの内容は変わるのか。	おやつ提供については、補食としての役割もあることを理解し、栄養価や添加物等に注意しながら、これまで直営で提供している内容を確認し、その方針を継続するよう事業者に求めています。
13	民間委託の影響	保育上のトラブル等があった場合の対応はどうか。	事故等が発生した場合は、運営事業者が医療機関への搬送など必要な対応を行い、その内容を速やかに市及び保護者に連絡することとなります。また、事故等の原因究明を行い、今後の対応策を市へ報告することを義務付けています。 なお、保護者への対応は運営事業者が行うことを基本としていますが、解決に至らない場合には市も同席させていただきます。
14	民間委託の影響	事業者が運営できなくなった事例はあるか。	平成30年度に民間委託をし、1年で契約解除をした事例がありました。要因として、当初配置予定であった実務経験者が配置されず、未経験者のみで運営を開始したことによって適切な保育ができず、途中から実務経験者を配置し市による巡回頻度も増やしましたが、児童・保護者との関係が構築できませんでした。 この事案を受けて、指導員の配置について、担任のうち1人は2年以上の実務経験を有することを義務付けました。また、応募事業者の審査において、合格基準を厳格化しました。
15	民間委託の影響	事業者が倒産した場合はどうか。	事業者による運営が困難となることから、基本的には直営に戻ることになります。事業者の経営基盤については、公認会計士や税理士などの専門的知識を有する委員が、収支計算書や貸借対照表などに基づき、長期的に安定した運営ができるかを定期的にチェックしています。
16	民間委託の影響	配慮を要する児童への対応はどうか。	委託後の育成室においても、引き続き、配慮を要する児童のための加配職員の配置決定等は市が行います。また、市のスーパーバイザーが定期的に巡回して児童の状況確認を行い、保育に対する助言等の支援も行っています。 なお、運営業務委託仕様書には、市が提供する療育施設の職員等による助言を参考の上、介助や発達段階に応じた適切な保育を実施することや、特別支援学校から登室する場合、通学バスのバス停へ児童を迎えに行くことについて記載しています。

留守家庭児童育成室民間委託Q&A

No.	項目	質問(Q)	回答(A)
17	民間委託の影響	直営育成室で導入しているシステム・HOICT(ホイクト)は引き続き使用できるか。	直営育成室で導入しているシステム・HOICT(ホイクト)は使用できなくなりますが、以下の機能を備えた保護者との連絡手段(システム、アプリケーションの導入等)を確保することを仕様書で定めています。 ①欠席、早帰り等の連絡(個々の保護者と双方向でやりとりができること) ②メッセージの一斉送信(ファイル添付、開封状況の確認ができること)
18	事業者選定	どんな事業者が委託先候補となるのか。	【～②募集要領・仕様書編～P.3】 以下のいずれかの事業の運営実績がある法人となります。 ①児童の保育又は教育の分野に係る事業(保育所、認定こども園や幼稚園など) ②児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業(放課後児童クラブや一時預かり事業など) ③青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業(青少年活動団体など)
19	事業者選定	応募事業者が1者しかない場合はどうするのか。最低いくつの事業者が募集したら選定するのか。	応募事業者が1者の場合も一次審査及び二次審査を実施します。二次審査を通過した場合は「選定」となります。 なお、近年の応募状況は下記のとおりです。 令和4年度選定 吹二:6者 山二:4者(計7者) 令和5年度選定 千二:6者 江坂大池:9者 青山台:7者(計13者)
20	事業者選定	委託先が決まらないという可能性はあるのか。	事業者からの応募がなかった場合や、応募はあっても二次審査を通過した事業者がなかった場合は、事業者を選定することはできません。
21	事業者選定	もし民間委託先が決まらなかった場合、どうするのか。	市内全ての育成室で待機児童解消と安定した運営をするためには、育成室の委託を進める必要があります。 今回の公募で受託事業者が選定されなかった場合には、次年度以降、再度その時点で最適な育成室を選定します。そのため、再び民間委託の候補となる可能性もあります。
22	事業者選定	事業者選定等委員会とは。	事業者の選定に当たっては、公平性・透明性及び専門的見地の確保の観点から、市とは独立した第三者の附属機関である「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会」で審議を行います。
23	事業者選定	事業者選定等委員会の委員構成は。	【委員】 ①学識経験者 2名以内 ②教育関係者または児童福祉関係者 1名以内 ③公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識または経験を有する者 1名以内 ④吹田市立の小学校の校長 1名以内  【特別委員】 委託予定の留守家庭児童育成室の保護者 2名以内 公務員(特別職非常勤)として参画していただき、育成室運営業務を委託する事業者の選定に当たり、一次及び二次審査において公平公正な観点から評価及び採点を行っていただきます。 他の委員と同様にヒアリング及び発言の機会もあり、各委員は同じ基準で採点を行います。

留守家庭児童育成室民間委託Q&A

No.	項目	質問(Q)	回答(A)
24	職員体制	指導員を確保していることが応募の条件となるのか。	応募の時点で指導員を確保していることは条件としておりませんが、引継ぎ保育は4月から配置予定の指導員により行うこととなりますので、事業者は受託決定後に指導員を採用又は異動等により順次確保することとなります。事業者選定のスケジュールを見直したことで、受託決定から運営開始までの期間が約8か月となり、余裕を持って人材確保ができると考えています。
25	職員体制	指導員の配置基準は。	事業者は、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者を配置することとしています。1教室に2人以上、その内1人は資格要件を満たす者を配置しなければなりません。 また、担任の内1名以上は放課後児童健全育成事業に2年以上従事している又は保育園等で保育士もしくは小学校、幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者を配置すること、主任指導員は有資格者かつ実務経験者を配置することを仕様にて定めています。
26	職員体制	すでに業務委託している育成室の指導員の実務経験年数は。	令和4年度実績(12か所)として、主任指導員で2年～14年、主担任(平均)で2.2年～13.3年となっています。
27	職員体制	現在勤務している直営の指導員はどうか。	現在勤務している指導員については、原則、欠員が生じている他の直営育成室に人事異動となります。
28	職員体制	直営と同様に指導員の研修はあるのか。	市で主催している研修については、委託育成室の指導員も参加できます。また、事業者独自で指導員の研修を実施したり、専門の講師を現場に招いてアドバイスを求めている育成室もあります。
29	引継保育	引継保育とは。	令和4年度から、委託までのスケジュールを大幅に見直し、委託事業者の選定を早めることで、引継期間を最大で6か月程度確保できるように改善しました。年間の保育スケジュールや各種行事、育成室での生活に関わる基本的な事柄及び入室児童について引継ぎを行います。引継期間を十分に確保することで、実際に保育の中で児童の様子を確認しながら指導員と入室児童の信頼関係を丁寧に構築できるようにしています。
30	引継保育	引継保育の基準は。	【～②募集要領・仕様書編～P.5】 20日以上かつ延べ80時間以上を最低条件としています。事業者が円滑に引継保育を実施できるよう、引継保育に係る経費に対して市が事業者に補助しており、補助上限額は最大60日以上かつ延べ240時間以上まで段階的に設定しています。
31	引継保育	引継保育に参加した指導員が委託開始後も在籍するのか。	【～②募集要領・仕様書編～P.4】 引継期間中に事業者と締結する「引継保育に係る連携協定」において、引継保育には委託開始後に配置しようとする指導員を従事させるものとしています。
32	委託後の運営	委託後のチェックや評価はどのように行うのか。	委託開始1年目は学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っています。また、市職員による現場確認や巡回、保護者アンケートの結果等を踏まえて毎年市による評価を行い、3年目には、第三者評価を行います。第三者評価で基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となります。

留守家庭児童育成室民間委託Q&A

No.	項目	質問(Q)	回答(A)
33	委託後の運営	長期休業中などの昼食提供を行っている育成室はあるか。	長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの日に、お弁当などを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員が湯煎をして提供している育成室、希望する御家庭に対して配達弁当の手配(実費徴収)を行っている育成室もあります。
34	委託後の運営	昼食提供以外に委託育成室独自の取組はあるか。	【①～基本編～P.5】 日常的にそろばん学習やフラワーアレンジメント体験を取り入れている育成室や、行事として英語あそびや親子体操教室などを実施している育成室があります。
35	委託後の運営	すでに業務委託している育成室の情報を知りたい。	【①～基本編～P.12】 保護者アンケートや市による評価、事業者による実施状況報告書について、吹田市ホームページで公開しています。 吹田市ホームページ(ページ番号1018279) トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 留守家庭児童育成室 > 留守家庭児童育成室の運営業務委託
36	その他	保護者会の活動はどのようになるか。	保護者会は任意団体となります。業務委託をきっかけに保護者会を解散した育成室もあれば、教材費等の徴収を含めた活動の一部を受託事業者が担うことで、保護者の負担を軽減しながら活動を継続している育成室もあります。
37	その他	長期休業中のみ利用できるか。	入室申請に係る基準等については市が策定し、申請受付から入室許可は市が行っています。入室に当たっては、通年利用を基本としており、長期休業期間のみ利用することはできません。
38	その他	委託育成室で5・6年生の受入れはできないのか。	現状でも延長保育の時間など、委託と直営の差は生じているものの、対象学年については、公平なサービス提供の観点から市全体で統一する必要があります。そのため、6年生までの受入れについては、直営指導員の欠員解消及び受入教室の確保を図り、全育成室において安定した運営を実現してからであると考えています。